

マンション管理士吉田総合事務所通信

2019年(平成31年)3月25日

第00065号(隔月発行)

編集/発行者:吉田総合事務所

住所:柏市豊四季255-5-509

電話:04-7100-2025

URL:www.mankan-builkan.com

「管理不全」予防へ条例案

1983年以前に新築された、6戸以上の分譲マンション管理者に管理状況の届け出を義務付ける東京都の条例案が2月20日に開会した都議会定例会に提出された。本会議での議案説明、常任委員会での審議を経て、3月28日の本会議で可決・成立する見通しだ。都によれば、年度内の公布・施行を見込んでいる。管理状況届出制度は、来年4月1日にスタートする予定だ。

解約義務付け「効力ない」

高压一括受電方式
導入巡るトラブル

「共用部分の管理に当たらず」

3 / 5 最高裁
第三小法廷

専有部分の電気供給方法を「高圧一括受電方式」に変更する総会決議を受け、同方式以外での電力供給を禁じる旨を定めた「電気供給規則」(細則)の効力と、各区分所有者が結ぶ既存の電気供給契約の解約を義務付ける旨の総会決議の有効性が争点になつた訴訟の上告審で最高裁第三小法廷(岡部喜代子裁判長)は3月5日、いずれも「効力を有するものとはいえない」とする判断を示し、一审判決取り消しと高裁判決の破棄を命じる判決を言い渡した。判決は裁判官5人の全員一致。

受電方式への変更は「専有部分の電気料金」を及ぼすものではない」と言及。高圧一括部分等の管理に影響

小売り事業者が入る場合、こうした費用はコスト負担がない場合、高圧一括受電と比べてリスクを計算した結果、ハードレが安い。

事件の舞台になつた分譲マンションが導入を検討してきた。高圧一括受電方式は、通常既存マンションで検討される高圧一括受電とは異なる特徴が二つある。一つは、共用部分は対象外で専有部分だけが対象だった点。もう一つは、いわゆる「小売り電気事業者」が介在していない点だ。このため、各住戸のメーターやブレーカーなどを含む電気設備の設置費用、設備の保守・維持費用、更新費用、検針等事業経費など費用の一切は管理組合の負担になる。

小売り事業者が入る場合、こうした費用やリスクを計算した上でプランを提示するため基本的には組合に負担は発生しないが、このマンションは違う。

最高裁は、管理規約や総会決議で区分所有者に電気契約の解約を強制することはできない、と判断した。だが、高圧一括受電方式の導入は、管理規約の現場では「全員会意」を前提に進められている。反対者にはあくまで説得による願意を促し、決議に協力をしてもらう立場を取つてきているのだ。

この「前提」に基づけば、このマンションで全員合意を得るに

最終的に全員合意を勝ち取るには、詳細な事業コスト計算・リスク対応の検討はもちろん、徹底した情報公開や丁寧な段取りを重ね、まずはコストや事業に不安を感じる区分所有者の疑問を取り除くが不可欠になる。

だが裁判資料を見る限りでは管理組合が丁寧な説明をしていたのかどうかが判然としない。

高圧一括受電方式

の導入を決めた通常総会では、修繕積立金から支出するとして導入設備経費5500万円が提示されたが、総会議案書に費用の内訳や根拠の記載はない。維持保全費用は年間200万円だとして、一般管理費会計から支出すとされているが、こちらもそれ以上の説明はない。総会以前の広報紙を見ても、費用の根拠となる資料や費用を導き出すまでの経緯が、一般区分所有者に公開されている様子はうかがえない。

双方の主張の成否を置くとしても、区分所

有者が合理的な判断を下せるだけの事業計画の作成と、丁寧な情報公開が行われていたのかという点では、執行部側に反省の余地はあると考えられる。

管理組合は、裁判の被告になつた区分所有者2人に「最終手段」として「59条競売」を仕掛けたが、棟総会で否決されてい

る。

今回の裁判で教訓にすべきは、法的な結論よりも懇切丁寧な合意形成の大切さだ。
(マンション管理新

聞
1
0
9
9
号)

編集後記：マンション管理適正化法がスタートして18年を経過しましたが、マンション管理運営の状況はまだ課題が山積しています。多くの管理組合では管理の殆どを全部委託方式にて管理会社に委託して、まさに「お金で管理を買っている」とこととなっています。この場合でも適正化法では、自分達（管理組合）のマンション（資産）は自分達（管理組合）が主体的に管理をすべきものとしています。管理組合（理事会）は、管理会社任せにせず、マンション管理士等の外部専門家等の第三者に助言を求めたり、相談することで管理運営の状態をチェックしてみることも大切と思います。そのことで管理組合運営の正常化に結びつくはずです。（吉田）